

る法律第13条第2項に定める5つの要件を全て満たしている場合に限り、農用地区域からの除外が認められている。

1つ目は目的が必要かつ適当で、農用地区域外の土地をもって代替できる土地がないと認められること。2つ目は、農用地の集団化、農作業の効率化そのほか土地利用上の効率かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないと認められること。3つ目は、担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼす恐れがないと認められること。4つ目は、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすことがないと認められること。5つ目は、土地改良事業等の公共投資を実施した土地に該当する場合は、事業が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること。であるが、永野市地区の農用地については、圃場整備完了後8年を経過しているという1つの要件しか満たしていないため、農用地区域からの除外は認められない。よって、当該地域に道の駅森の三角ぼうしの移設や商業地域としての開発は、現段階ではできない。

【子どもへの投資について】
問 一家庭に3人以上の子どもの出生した場合、200万300万円の補助金を支給することはできないか。

答 愛媛県は少子化対策として「愛顔の子育て応援事業」を新たに創設した。この事業は、第2子に対して5万円分のおむつ券を交付するというもので、当町においては、さらに第1子に対しても子育てを応援するため、町単独事業として、同様におむつ券の交付を行っている。

現段階では、祝い金的高額な補助

金を一括で交付する補助制度を設けることは考えていないが、今後、当町に住む町民の皆さんが結婚をし、安心して子どもを産み育てることができるよう新たな子育て支援策について、引き続き検討していきたいと考えている。

◆高橋 聖子 議員

【受動喫煙対策について】
問 受動喫煙の防止対策について、当町ではどのような取り組みをしているか。

答 当町での30歳以上の健診等での喫煙状況を調査したところ、男女ともに30代、40代、50代の喫煙率が高くなっており、父親・母親世代の喫煙率が高くなっている。そのため、町としては、子どもの頃から喫煙予防を行うこと、保護者を巻き込むことが必要と判断し、母子手帳の発行に始まり、母親学級、両親学級、育児相談など、いろいろな母子保健事業の中で、禁煙を呼びかけている。その他、学校などと協力して受動喫煙に関する正しい知識や防止策について情報提供し、啓発活動を進めている。

一般住民については、健康診断時や特定保健指導において、保健師等が禁煙外来受診を勧めたり、禁煙指導をしたりしているが、個人の嗜好の問題があり、簡単には禁煙に繋がらないケースが多いのが実情である。

そして、何よりも受動喫煙対策の両立については、喫煙者と非喫煙者の相互理解、町民や事業所の自主的な取り組みに基づいて進めることが重要であると考えている。今後、町の公共施設における受動喫煙防止対策を一層推進するため、建物内禁煙を目指し、受動喫煙による健康被害についても、一層の周

知啓発を行っていきたい。

また、民間施設等に対する受動喫煙防止対策への周知と理解を得るには、まず健康被害に関する啓発による受動喫煙対策に取り組む機運を高めていくことが重要であると考えている。その上で、いろいろな機会を通して、受動喫煙による健康被害への啓発を一層推進していくことにより、受動喫煙防止対策への理解を得られるよう関係部署とも協議しながら取り組んでいきたい。

【保育所の適正運用・管理について】
問 保育士の安定的な確保、定着のための対策について、また、看護師および栄養士の配置について

答 保育士の安定的な確保については、毎年職員採用試験を行っているが、受験者数が少ないことから、採用する職員も少ない状況が続いており、近年では勤務年数が短い保育士が早期退職するなど、保育士の確保は益々厳しい状況が続いている。

こうした中、平成28年2月の厚生労働省からの「保育所等における保育士配置に係る特例について」の通知で、当分の間の特例措置として、幼稚園教諭等の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができることとなっている。なお、看護師も同様である。これに基づき、幼稚園教諭の免許を有する者、看護師の免許を有する者を採用している。

また、愛媛県保育協議会が主催する保育関係者交流セミナーでは、保育施設への就職や転職を希望する人と直接交流する就職説明会を行っている。そこでは、PRスペースを設けることができるため、当町からも保育所長や主

任保育士が参加し、鬼北町の保育状況や町の魅力を紹介するなど、来場者へのPRにも積極的に取り組んでいる。

しかし、保育士の安定的な確保については、全国的な課題として「責任の重さ、事故への不安、自身の健康と体力、休暇や賃金」などが挙げられるが、一気に職場環境を解消できるものではない。そのため、当町では現在、書類作成事務の見直しに取り組むことを検討しているが、子どもの成長に関わる記録など重要なこともあるため、簡素化できる範囲について、十分に検討協議を重ねる必要があると考えている。

次に、看護師、栄養士の配置についてであるが、平成24年度までは、保育所に栄養士を配置していたが、職員の退職に伴い補充は行っておらず、現在は保健介護課の栄養士と連携をとりながら、子どもたちの給食の献立づくりや栄養管理に努めている。

また、看護師については、保育士の勤務的な役割として、臨時職員を1名雇用しており、園児が急病の際は、看護師から助言を受けながら、適切な対応に努めている。保健師または看護師の配置については、厚生労働省令によつて、乳児を9人以上入所させる保育所にあつては、保健師または看護師を1人配置すること、また、乳児を6人以上入所させる保育所にあつては、保健師または看護師を1人配置するよう努めることとされている。町内の保育所においては、近永保育所において乳児の定員を7人としているのが最高であるので、今後、近永保育所への看護師の配置について検討していきたいと考えている。